

**島根地方最低賃金審議会**  
**島根県百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会**  
**第2回会議 議事録 公開**

- 1 日 時 令和5年10月27日（金）午前10時00分～午前11時5分
- 2 場 所 島根労働局 専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席2名 定数3名  
労働者代表委員 出席3名 定数3名  
使用者代表委員 出席3名 定数3名
- 4 主要議題 ○最低賃金に関する基礎調査結果について  
○設定様式について  
○金額審議

【部会長】 ただいまから令和5年度島根県百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会第2回会議を開会します。部会長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、事務局は本日の配付資料の確認をしてください。

【指導官】 本日、各委員の皆様にお配りしております資料につきまして、御確認をお願いいたします。本日は会議次第が1枚、会議資料として赤いインデックスナンバー1からナンバー3を綴じたものをお配りしています。

資料ナンバー1が1枚もので設定様式。資料ナンバー2も1枚もので令和5年度特定最低賃金改定状況百貨店、資料ナンバー3も1枚もので島根県最低賃金及び島根県の特定最低賃金の年次別推移です。以上です。

（ 資料確認 ）

【部会長】 事務局から委員の出席状況と公開状況について報告してください。

【指導官】 報告します。本日は、公益の小田川委員から欠席の連絡、使用者側植田委員

から遅れるとの連絡をいただいておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本日の会議は定足数を満たしており有効に成立しますことを御報告いたします。

また、本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに10月17日から10月23日まで掲示いたしましたが、傍聴の申込みがありませんでしたので、併せて御報告します。

**【部会長】** 傍聴人はいらっしゃいませんが、本日の会議及び議事録は公開としております。9月21日開催の専門部会合同会議において決定しておりますとおり、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開の扱いとなりますが、会議を非公開とする部分は議事録も専門部会運営規程第6条第2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

**【部会長】** それでは、議事次第に入ります。

事務局は、会議次第2の最低賃金に関する基礎調査結果、各業種部分について、前回の合同会議では共通部分の説明でしたので各論部分を説明して下さい。

**【指導官】** 私から、今年度行いました島根県百貨店、総合スーパー、以下、スーパーと言いますが、スーパーに係る基礎調査結果についての主要事項についてご説明いたします。

本日お配りした資料ではなく9月21日に開催しました合同部会の部会別資料青いインデックス1から3をご覧ください。この中の青いインデックスナンバー2の令和5年最低賃金に関する基礎調査結果報告書によりご説明いたします。スーパーにつきましては、平成29年度改正以来の結果報告ということになります。

最初に資料の3ページ第2表をご覧ください。まず、設定しておりますス

スーパーの適用業種につきましては、事業所数及び労働者数を見ますと、3ページ第2表の下のところに参考として記載しておりますとおり20事業所で2,480人となっております。このうち、今回調査を行った事業場数及び労働者数は、資料同じく3ページの下部分の第3表のとおり、事業所規模が99人以下のところでは8事業所に調査票を送付し、8事業所すべてから回答があり、8事業場の集計を行い、その調査結果を取りまとめております。

次に賃金の分布をみていきたいと思っております。まずは、資料7ページをご覧ください。図1として調査対象の全産業の合計についての賃金分布を横方向きの棒グラフにしたものがございます。こちらをご覧くださいと時間換算1,000円以上の割合は67.0%となっており、1,000円未満は33%、900円未満は14.8%となっております。

次に資料の11ページをご覧ください。11ページをご覧くださいと、図2として横方向きの棒グラフがございます。こちらは、スーパーについての賃金分布となっております。こちらをご覧くださいと時間額1,000円以上の割合は49.2%で、1,000円未満は50.8%となっておりますので、全産業と比べれば、スーパーは低い分布となっております。

続きまして、資料の15ページをご覧ください。こちらでは、第12表として平均賃金額及び労働時間数について、全体の調査産業計とスーパーの状況を表にしております。中の数字を見ますと、月1人当たり労働時間数は対前年比プラスマイナス0.0%となっておりますが、時間当たりの平均賃金額を見ますと対前年比プラス7.5%という結果となっております。

このような状況、傾向が資料から把握されますが、その他、青いインデックスナンバー3の終わり2枚をご覧ください。影響率とサンプル数を付けていますのでご参考としていただければと思います。

今回の調査時点でスーパーは県最賃の857円が適用されていますが、その最低賃金を下回る未満者のサンプル件数は1人ほどとなっております。

本日の会議資料として、赤のインデックスナンバー2に令和4年度における全国でのスーパーの特定最賃改定状況をつけておりますのでご審議のご参考としていただければと思います。以上で私からの説明を終わります。

【部会長】 前回の共通部分の説明も含めて、何か質問はありますか。  
(「ありません」)

【部会長】 事務局は、会議次第3の設定様式について説明してください。

【室長】 お配りしました資料ナンバー1を御覧ください。

設定様式は、最低賃金の適用範囲等を設定するものです。平成29年度に改定した際の審議でお示ししたものと同一設定の様式をお示しいたしておりますので御審議のほどよろしく申し上げます。

【部会長】 設定様式について御意見を申し上げます。事務局から提出のあった設定様式で確認してよろしいでしょうか。  
(「はい」)

【部会長】 それでは資料ナンバー1の設定様式のとおり確認いたします。

【部会長】 会議次第4の金額審議に入ります。申出されました労側委員から基本的な意見はいかがでしょうか。

(植田委員出席)

【島田委員】 では、労側の方から主張と言いますか、疎明資料をお配りしております。

基本的な考え方としまして、まず、全国的に小売業だったり、百貨店、総合スーパーが過去県の最低賃金の引上げ幅が大きくなってきた6年前あたりから、県の最低賃金に事実上飲み込まれるという現象が起こっておりました。

島根県においてもここ数年、要は意思は示していたものの、実際問題、県の最低賃金の上げ幅が大きくて、そこに飲み込まれている状態ではありまして。今回、実は6年ぶりということではありますが、この産業で働く労働者にとっての産業別最低賃金の審議が必要性ありということと判断いただいたことに、これは非常に大きな意義があるというふうに思っております。改めて

感謝を申し上げたいというふうに思います。

百貨店、総合スーパーは、特定最低賃金が設定されているということは、県の主要な産業であるという認識を私どももしております。県内の消費の好循環のためには小売業は必要不可欠であると考えています。魅力ある産業、そこに働く方が魅力のある産業であるということで、県外であるとか海外の通販に頼ってしまうということではなく、県内での地元での消費の好循環を示しているということに、非常に大きい意義があるというふうに考えておりますので、真摯な議論をしてまいりたいと思います。ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

1、2、3と分けて記載をしておりますが、若干、重なっている部分もございます。特定最低1番のところではありますが、労働者不足が全ての産業で言われておりますが、特に時間給で働かれる方の多いこの業界は、特に労働者不足感が強いのではないかなというふうに私ども感じております。このような観点からも県の最賃との優位性を復活させるということで、やはり魅力ある産業へ、もう一度導いていくということを早急に図るべきであるというふうに考えております。

2番のところには、実はこの業界、パート時間給で働かれている方が半数以上を占めています。これが他の特定最低とは大きな違いであろうというふうに考えております。他の特定最低ですと正社員の方が中心でありますので、初任給を割返すということになると思いますが、そのまんま時間給で働いている方であり、この方が主たる労働者ということになっておりますので、同一労働同一賃金、厳密に言うと均等・均衡処遇とに組み込むという観点からも少しでも上げていくという必要があるんだろうというふうに私どもは考えております。

プラス主たる産業の一つであるというところに、3番のところに記載をしておりますが、働いている方々がやはり生産性の向上、モチベーションが高まることによって、企業の発展に貢献するということにつながっていくというふうに考えております。残念ながら、いわゆる百貨店というのが、駅前の百貨店が閉店ということで発表されましたが、総合的に衣食住を全て支える総合的な小売業、総合スーパーが、しっかり広がる産業でそこで働く人が来

ていただけるということが、人材の確保につなげていきたいというふうに考えております。

具体的な金額は、労働協約を資料で事前に載せさせていただいた数字が905円でありました。県の最低賃金から1円という差ではありますが、1円をたかが1円されど1円、1円を復活させて、この産業が魅力ある産業なんだということを皆さんに改めて伝えていきたい。来年に向けてのそういった形をぜひ続けていきたいということでもありますので労側からは905円、地賃プラス1円を求めているというふうに思っております。産業の健全な発展と県内での消費の好循環に必ずやつながるものであるというふうに確信しておりますので、ぜひ趣旨を酌んでいただくことをお願いして、労働側の主張とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**【部会長】** それでは続きまして、使側委員から基本的な意見はどうでしょうか。

**【森脇委員】** 使側の森脇です。よろしくお願いいたします。

先ほどの労側の御主張というのはよく理解いたしております。県最賃より1円という幅でして、これ以上どうのこうのという必要が全然ない状況です。実際に同一労働同一賃金、働き方改革等でこれからさらに進化していくという形を取らざるを得ないということも踏まえると、905円というところでこれ以上どうのこうのという必要はないというふうに判断しています。我々の方から提案するわけにもいきませんので、御提案をどうするかという判断するときはこれしかないという形でよろしいというふうに考えております。

ただし、労働協約については、一応、労働協約方式というのをこの最低賃金、特定最低賃金に関して労働協約の一番低い額を上回ることができないという規則、規約があって、これについて若干事務局の方からも何かあれば、御説明いただきたいと思っています。

**【室長】** はい。この特定最低賃金の決定に当たりましては主に2つのルールというのがございまして、1点目は最低賃金法第16条によりまして、地域別最低賃金を上回るものでなければならないこと、地域別最賃いわゆる県最賃ですの

で、今でいえば904円を上回るものでなければならないことという法律上の縛りがあります。

それからもう1点としましては、昭和61年に当時の産業別最賃から新産業別最賃への転換に当たりまして、中央最低賃金審議会の答申に関しまして、その運用上の取扱いを示しました昭和61年3月31日付けの、基発第188号という通達等がございますけども、その中では関係労使が合意した労働協約の最低額が金額審議における上限額になるという取扱いがございます。

なぜ、この労働協約の最も低い金額を金額審議の上限、すなわち改定額の上限という取扱いにしているかということ、この特定最低賃金につきましては、関係労使が労働条件の向上または事業の公正競争を確保するという観点から、地域別最賃よりも金額水準の高い最低賃金を必要というふうに認めるものに限って設定、関係労使のイニシアチブ、合意によって設定されるものでありますので、仮に審議会或いはこの部会におきまして、その協約額を超えて最低賃金を決定するということになりますと、その労使で決められた協約額を無効にしてしまうということで、協約を締結した労使の意思に反するということになりまますので関係労使が合意した協約額の最も低い額を超えて最低賃金を決定することは制度の性格に合わないということで、労働協約の最も低い金額を改定の上限とするという扱いになっておりますので、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

**【森脇委員】** ありがとうございます。もう一つ、今の労働協約はこれで大体、理解いたしましたけど、本来なら特定最賃で労使が直接話し合うというよりも、公労、公使で分かれて労使でやるということですが、せっかく全員そろったのでお互いにここでこの平場でプラス1円ということなんで、これで検討させていただきたい。御提案について我々の方も回答したいと思っております。よろしいですか。

**【島田委員】** はい、大丈夫です。

**【森脇委員】** 905円でこの場で回答しますので、公労公使に分かれる必要はないとい

うふうに考えています。

【島田委員】 そうですね。

【森脇委員】 労使がそろったところで、こういう結果になったというふうに考えております。後は、採決をしていただければと思います。以上が我々の意見です。

【島田委員】 ありがとうございます。労側としましても905円ということも最低賃金の意味もいろんな意義も十分御理解をいただけているというふうに思っておりますし、本当に県内での消費の好循環を目指していくためには何とか復活をさせたいなという思いでございますので、金額幅も必要性ありという判断をいただいた時点で、協約と1円という幅ですのでいわゆる公労、公使で綱引きをする、綱の引き代がない状態ですのでこの場で決定をしていただければいいかというふうに思っております。

【森脇委員】 では、よろしく申し上げます。

【部会長】 では、それでよろしいですかね。

労使それぞれから金額提示をいただきました。双方とも時間額905円とする御意見です。これでよかったですね。

前回の平成29年の改定額750円から155円引上げ、時間額905円に改定ということで労側、使側とも御異議ありませんでしょうか。

【島田委員】 はい。異議はありません。

【部会長】 公益の委員さんもよろしいでしょうか。

【森山委員】 はい。

【部会長】 発効日については法定どおりということでよろしいでしょうか。



(「はい」)

【部会長】 それでは合意に達しましたので、本専門部会として全会一致で時間額905円という結論で決議されました。

結審しましたので、その結果を本審議会に報告するために、専門部会報告書を作成します。

また、第433回本審議会において、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することが議決されていますので、専門部会の決議をもって本審議会の決議とすることになります。よって、結審した内容で答申しますので、併せて答申文を作成します。

事務局で専門部会報告書案及び答申文案を作成してください。

(報告書案・答申文案を配付)

【部会長】 それぞれの案について御質問ございますか。

(「ないです」)

【部会長】 それでは最初に専門部会報告書案について決議します。専門部会報告書案に、御異議はありませんでしょうか。

(「はい、異議ありません」)

【部会長】 御異議がないようですので、専門部会報告書については、案のとおり全会一致で決議されました。それでは、専門部会報告書の案の文字を消して下さい。

続いて答申文案について決議します。答申文案に御異議はありませんでしょうか。

(「はい」)

【部会長】 御異議がないようですので、答申文については案のとおり全会一致で決議されました。答申文の案の文字を消して下さい。それでは、答申をします。

(部会長から基準部長に答申文を手交)

【基準部長】 労働基準部長の三上です。宮口労働局長に代わりまして一言御挨拶をさせていただきます。

ただいま吉田部会長から、本専門部会での金額審議の結果、時間額905円に改定との答申を賜りました。

百貨店、総合スーパー最低賃金は平成29年以来6年ぶりの改定となりますが、皆様方がそれぞれの立場に立ち金額審議をしていただいた結果、全会一致での答申となりました。深く感謝申し上げます。本日は誠にありがとうございました。以上です。

【部会長】 それでは、会議次第5その他ですが委員の皆様何かございますか。

(「ないです」)

【部会長】 事務局から何かありますか。

【室長】 ただ今、答申をいただきましたので、今後の事務手続きについて説明させていただきます。

先ほど、答申をいただきました島根地方最低賃金審議会の意見を本日公示します。審議会の意見について、関係労使からの異議の申出を文書で11月13日月曜日までに提出していただくよう求めることとなります。

異議の申出がありましたら本審を開催して、御審議していただく手続きをとります。また、異議の申出がない場合は、官報公示等発効手続きを事務局において行い、先ほど法定どおりということでございましたので、最短で令和5年12月28日木曜日に効力発生予定となりますのでよろしく申し上げます。以上です。

【部会長】 本専門部会の任務は終了しました。8月28日開催の第433回本審において決定していますとおり、審議会令第6条第7項により、当専門部会は廃止します。皆さんありがとうございました。

以上をもちまして閉会します。お疲れさまでした。